

教保体第1226号
令和3年2月16日

各市町村教育委員会教育長
各教育事務所長
各学校給食実施県立学校長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

学校給食実施基準の一部改正等について（通知）

日頃、学校給食の安全な実施について、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、文部科学省初等中等教育局長から、学校給食実施基準の一部改正等について、下記のとおり通知がありました。

については、文部科学省通知等を御確認の上、学校給食法第8条の趣旨を踏まえ、本基準に照らした適切な学校給食の実施をお願いいたします。

また、市町村教育委員会におかれましては、貴管内各学校及び共同調理場に周知を図るとともに、適切な対応が図られるよう配慮をお願いいたします。

記

- 1 学校給食実施基準の一部改正について
- 2 夜間学校給食実施基準の一部改正について
- 3 特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食実施基準の一部改正について

担 当	保健体育課学校給食担当	松岡
電 話	048(830)6968	
E-mail	a6960-05@pref.saitama.lg.jp	